

報 村
おんが

所 場
役 村
行 遠
人 賀
發 村
行 發
有 吉
編 茂
集 也
人 正
有 吉
印 所
刷 東
所 鏡
刷 印
K.K

各戸配布

昭和三十六年四月十日発行

第二八号

目 次

一、職業安定協力員制度について 1

一、金庫破り事件の被害防止 2

一、遠賀村赤ちやん大会 4

一、狂犬病予防接種 4

一、定期予防接種について 5

孤 声 機

四月	一〇日	予防接種
四月	一〇、二六日	婦人週間
四月	一八日	発明の日
四月	二〇日	村赤ちやん大会
四月	廿九日	天皇誕生日
四月、五月		村税完納強調運動月間

職業安定協力員制度の意義

公共職業安定所（以下「安定所」といふ）は原則として比較的人口密度も高くまた事業所の多いいわゆる需要地に多く設置され、その反面農村漁村山間僻地等人口密度も稀薄で事業所も少く、交通不便な地域には殆んど設置されていないといふ欠点をもっている。したがってこれらの地域に就ては職業安定機関のサービスが十分いきとどかない憾みがあり、これがためこれらの地域に安定所のサービスの徹底が深く望まれていたところである。更に身体障害者両親または片親を欠ぐ年少者同和地区求職者等職業紹介に当り特別の配慮を必要とするものに対しては民間の有識者の協力を得て職業援護を行なう事の必要性がかねてから痛感されていた次第である。職業協力員制度はこれらの要請に応じて新しく設置されたものである。

協力員が主として相談にあたる必要があると認められる求職者

(イ) 安定所の所在地より遠隔地に居住している農村二三男等の求職者

(ロ) 同和地区に居住する求職者

(ハ) 身体障害者両親又は片親を欠ぐ年少者釈放者高年令者その他職業紹介に当り特別の配慮を必要とする求職者

協力員が行なう職業相談

協力員の行ふ職業相談は一言でいうならば安定所の窓口で行う職業相談という事ができる。

以上は条項又は規定の概略であります。かゝる意味に於きまして職業安定協力員制度が出来ました。本村では公共職業安定協力員として左記の方を推薦し、このたび労働大臣から協力員を委嘱されましたから、求職就職について相談に応ぜられますから、遠慮なく利用せられまして、一家の幸福をお図り下さい。

記

遠賀村大字虫生津 原口虎藏氏（民生委員）

昭和三十五年六月より公共職業安定所に職業安定協力員が設置されました。

職業安定協力員規定

(設置)

第一条 公共職業安定所の行なう職業紹介に関する業務の円滑な運営に資するため公共職業安定所に職業安定協力員（以下「協力員」という）を置く

(委嘱)

第二条 協力員は社会的信望がありかつ公共職業安定所の行なう業務に深い関心と理解をもつ者のうちから労働大臣が委嘱する

(職務)

第三条 協力員は公共職業安定所長の指示を受けて公共職業安定所に直接求職の申込みを行なう事の困難な求職者又は職業に就くことについて特別の配慮を必要とする求職に対する職業の相談これらの求職者についての事業主に対する雇用の勧奨その他公共職業安定所の行なう職業紹介について協力に関す事務を行ふ

(任期等)

第四条 協力員の任期は二年とする 2 その任期が満了したときは後任者が委嘱するまで引き続き職務を行ふ者とする 3 協力員は非常勤とする

(秘密を守る義務)

第五条 協力員及び協力員であつた者は国家公務員法（昭和貳拾貳年法律第一二〇号）の定めるところによりその職務により知り得た秘密を漏らしてはならない

(政治的行為の制限)

第六条 協力員は国家公務員法に規定による政治行為をしてならない

(その他の事項)

第七条 この規定に定めるものゝほか協力員に関して必要な事項は労働省職業安定局が定める。

金庫破り事件に対する被害防止の

協力依頼について

本年二月十九日に金庫破りなどに対する被害防止についてみなさんの

協力をおねがいしましたが最近また八幡市内その他で金庫破りが発生しています。

会社、工場、事業場、官公署、学校など備付けの金庫キャビネット、については平素十分の注意をいたされいることと思いますがあらためてつぎの諸点の点検を行い、被害防止に最善の措置をしていただきたいと思ひます。

記

留意改善を要すると思われること

一、施設面からの検討

(1) キャビネットを金庫代用に使わない事

キャビネットは元来、書庫として造られたもので鉄板も薄く、ドライバー等で簡単にこじあけられる。

(2) 据え置き金庫の裏鉄板を破られないようにすること

金庫の裏鉄板を破る方法は金庫メーカーの盲点をついたもので、昭和二十年以前に製作されたものが特に危険であるという専門家の意見です防止方法としては裏鉄板の継ぎ目の熔接、車部を固め移動を不能にする、内部鉄板を三重にする等の構造の改善が望まれる

(3) 据え置き金庫の表鉄板の補強、これは金庫を破る時、タオリ、座ブトン等を当て、音を消しながらタガネで穴をあけそこから切つて行くというやり方で、これが防音措置としてはダイヤル錠、表板の補強等をする。

なお、何れの場合も金庫の開扉と同時に鳴る警報器の取りつけは最も効果的と思われる。

二、人の面から検討

(1) 宿直員と宿直室の位置の検討を行うこと、据え付け金庫と宿直室とが離れているところが多く狙われているので、警備宿直員の増強をはかるとともに宿直員による監視が容易に行われるよう宿直室の位置構造等についての改善検討を行うこと。

(2) 町はづれの会社・官庁の支店・支所、学校等については特に自衛防犯態勢を強化すること。

(3) 風雨の強い夜又は土曜日、日曜等警備に油断がある時に多く狙われているので、このような場合の警戒措置について一段の配慮を必要とされる。

(4) 金庫盗は特に犯行に或る程度の時間を必要とするところから、侵入時には穩密の間に這入る必要があり戸締り不完全な箇所を特に選定するので、戸締りについては充分配慮すること。

(5) 金庫破り等は多く二三人が組んで行なっているようであるから、非常の場合の連絡方法等について充分検討しておくこと。特に防犯警報器の設置利用について近隣との連絡を密にしておくこと。

(6) 金板破りは昼間執務時間中ともいえども建物内部の構造、金庫の位置侵入口、措置室との関係等について下見に来るので、不審者を発見された場合は直ちに一一〇番へ急報するとか、最寄りの派出所、駐在所に連絡して下さい。

◎被害の早期届出について万一被害が発生した時は未遂、既遂を問わずまた被害の有無にかかわらず現場を保存して速やかに一一〇番（警察）に連絡して下さい。

昭和三十六年三月 日

折尾警察地区防犯協会
折尾 警察 署

遠賀村赤ちゃん大会

本村主催三十六年度赤ちゃん大会を乳児一斉検診をかね開催しますので該当児は健康診断の意味で全員参加して下さい。

実施日 四月二十日 受付午後一時～二時まで 公民館別館

該当児 昭和三十五年四月一日から三十六年三月三十一日までの
出生児

狂犬病予防注射及登録実施

狂犬病予防法に基き三十六年度登録及び第一回目の狂犬病予防注射を左記のとおり実施しますので畜犬所有者は洩れなく実施して下さい。

日時	時間	場所
四月十八日	午前十時～十二時	炭坑二区詰所
四月十八日	午後一時～三時三十分	浅木小学校
四月十九日	午前十時～十二時	島門小学校
四月十九日	午後一時～三時三十分	役場

定期予防接種の実施

一、種痘及百日咳デフテリアの予防接種をしなければならない乳幼児

種痘	百日咳及デフテリア	
	一期(三回接種)	二期(一回接種)
生后二ヶ月～十二ヶ月	生后三ヶ月～十二ヶ月	昨年三回接種した乳幼児

実施日時及場所

回数	期日	時間	場所
一回目	四月十日	午後一時～三時	役場研修所二階
二回目	五月八日	一時～三時	〃
三回目	五月二十九日	一時～三時	〃

二、腸チフスパラチフスの予防接種をしなければならない人

腸チフスパラチフス	該当者
一期(三回接種)	昭和三十二年四月一日から三十三年三月三十一日までの出生者(満三才～四才)
二期(一回接種)	五才から六十才まで全員

実施日時及場所

回数	期日	時間	場所
一回目	四月二十四日	午後 一時〜三時	島門小学校
二回目	五月二十五日	"	浅木小学校
一回目	四月二十六日	"	役場研修所二階
二回目	五月八日	"	"
三回目	五月十六日	"	"